

# L I F E について



- 1 新システムについて P. 1
- 2 入力できない期間の L I F E 関連加算の算定の取扱い  
およびデータ提出期限について P. 2-3
- 3 科学的介護推進体制加算の見直し P. 4-6
- 4 関連する Q & A P. 7-9
- 5 関連する通知等 P. 10



# L I F E について

## 1 新システムについて

現行 L I F E

- ① ~4月10日 : 通常稼働
- ② 4月11日~7月末 : これまで入力されたデータの参照のみ可能  
(様式情報の提出は不可)
- ③ 8月1日 : サービス終了

新 L I F E  
システム

- ① 4月22日 : 一部稼働開始  
(7月31日までは利用者情報および  
ADL維持等情報に限り登録可能)
- ② 8月1日~ : 本格稼働開始  
(令和6年度改定対応の様式情報の登録可能)



≪参照≫ 介護保険最新情報Vol. 1227  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>

### 2 入力できない期間のL I F E 関連加算の算定の取扱いおよびデータ提出期限について

令和6年4月11日～7月31日までは、  
利用者情報及びADL維持等情報以外のデータの提出ができないが  
**令和6年4月～8月にL I F E 関連加算を算定したい**

**令和6年8月1日～10月10日 の 遡り入力期間**  
に算定する加算の様式情報を提出することで加算の算定が可能  
※ 提出すべき情報を原則として 令和6年10月10日 までに提出していない場合  
→ 遡り過誤請求

例) 令和6年4月にサービスを開始した利用者  
4月分から算定する場合は5月と8月の2回分の提出を  
令和6年8月1日～10月10日に行うこと

≪参照≫ 介護保険最新情報Vol.1227

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>



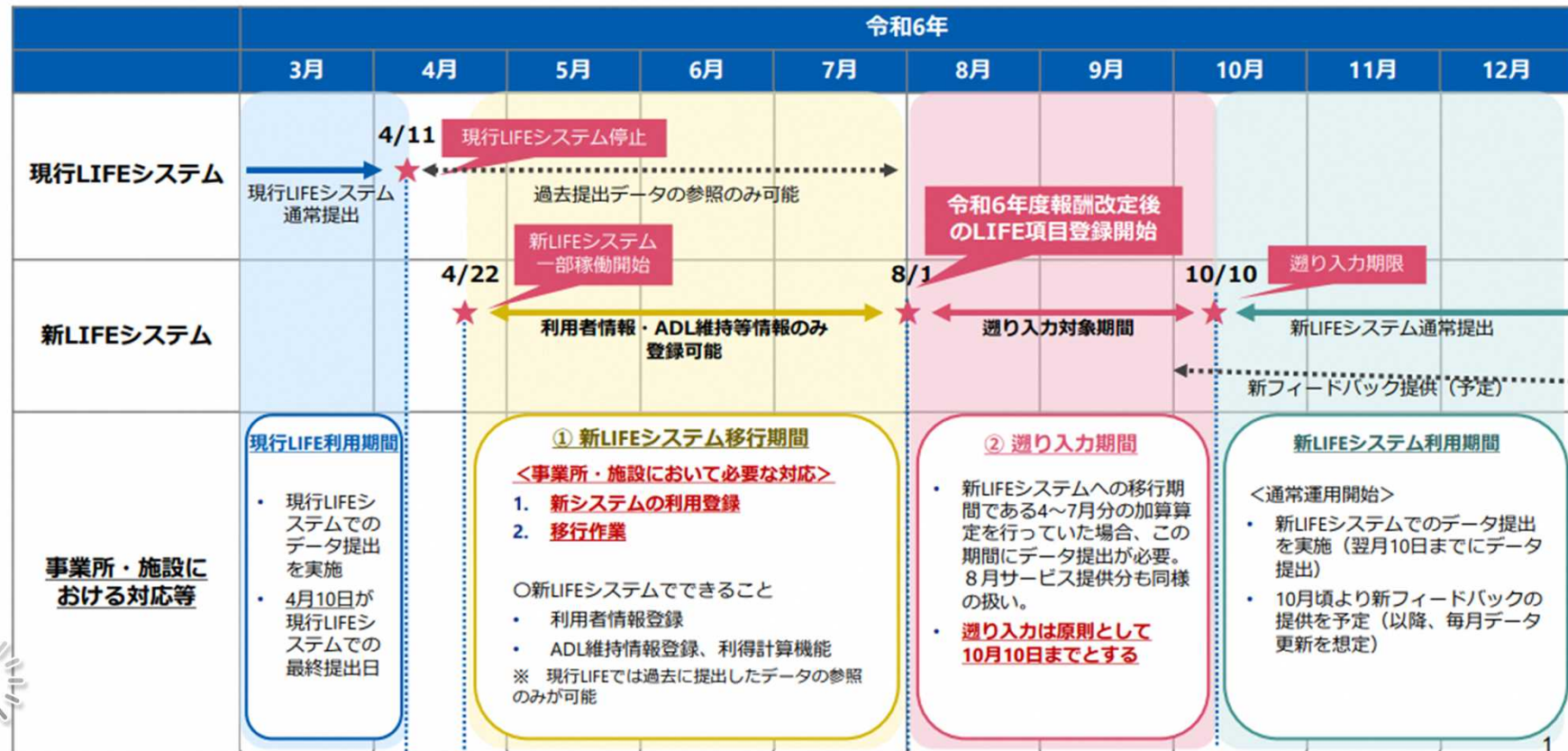
## 参考資料

《参照》介護保険最新情報Vol.1227

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>

### 新LIFEシステム利用に係る事業所・施設における対応（スケジュール）

- 4月22日に利便性向上等を行った令和6年度版LIFEシステム（=新LIFEシステム）をリリース予定
- 4月22日から7月31日は新システム移行期間として、**新LIFEシステムの利用登録及び移行作業が必要**（①：新LIFEシステム移行期間）
- **令和6年度報酬改定対応後のLIFE項目については、8月1日から登録可能となる予定。令和6年4月以降の加算算定に係るデータ提出は、原則10月10日までの遡り入力を可とする**（②：遡り入力期間）
- なお、6月改定のサービス（訪リハ、通りハ）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と共通する部分を把握できる範囲でのみ提出することも可能（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（令和6年3月15日）問174）。



### 3 科学的介護推進体制加算の見直し

#### データ提出頻度

少なくとも6月に1回



少なくとも3月に1回

#### 提出時期

初回のデータ提出時期

→ 他のL I F E 関連加算とそろえることが可能

厚生労働省老健局「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（令和6年1月22日）



### 3 科学的介護推進体制加算の見直し

#### 提出期限

利用者等ごとに、ア から 工 （次のスライドに掲載）までに定める  
月の翌月10日まで に提出すること

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、  
届出が必要であり、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた  
月の前月までの間について、利用者等全員について本加算を算定できない

例) 4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、  
直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定できない



利用者等ごとに、ア から エ までに定める月の翌月10日までに提出すること

## 3 科学的介護推進体制加算の見直し

ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等（以下「既利用者等」という。）については、当該算定を開始しようとする月

例) 4月にサービス利用している利用者等→5月10日まで

イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等（以下「新規利用者等」という。）については、当該サービスの利用を開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。）

例) 事業所では4月に算定を開始するが、翌月5月に利用を開始した利用者等→6月10日まで

月末よりサービス利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等

やむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないが、当該利用者等については利用開始月のサービス提供分に加算を算定できない。

例) 4月末にサービス利用開始→提出期限は 6 月 10 日まで

○ 5月10日までに提出 → 4月分から加算の算定が可

○ 5月11日～6月10日までに提出 → 5月分から加算の算定が可

ウ アまたはイの月のほか、少なくとも3月ごと

エ サービスの利用を終了する日の属する月



## 4 関連するQ&A

### ○ 介護記録ソフトの対応について

問 173 LIFE への入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトから CSV 連携により入力を行っているが、LIFE へのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後に行うこととして差し支えないか。

(答)

- ・ 差し支えない。
- ・ 事業所又は施設にて使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってから、令和6年4月以降サービス提供分で提出が必要な情報について、遡って、やむを得ない事情を除き令和6年10月10日までにLIFEへ提出することが必要である。





## 4 関連するQ&A

### ○ LIFE への提出情報について

問 174 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。

(答)

- ・ 令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 令和6年6月施行のサービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式の提出情報の共通する部分を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・ 各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日）を参照されたい。

## 4 関連するQ&A

### ○ 科学的介護推進体制加算について

問 175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- 例えば、令和~~5~~<sup>6</sup>年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

介護保険最新情報Vol.1225  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

## 5 関連する通知等

～各事業所でご確認ください～

介護保険最新情報Vol.1253（令和6年4月18日）

令和6年4月からの「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001246918.pdf>

介護保険最新情報Vol.1227（令和6年3月15日）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227783.pdf>

介護保険最新情報Vol.1216（令和6年3月15日）

科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227726.pdf>

介護保険最新情報Vol.1225（令和6年3月15日）

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>

